

〔相州文書 鶴岡八幡宮乾〕奉寄進 鶴岡八幡宮

上總國市東郡。内年貢用途伍拾貫文事

右旨趣者爲天下安穩泰平、自身壽福長遠息災康樂、子孫繁昌奉寄進之狀如件

正慶四年八月十五日

若狹守時明花押三浦

〔上總志上〕海上郡 今廢ス、延喜式ニ上總國海上姉崎神社トアルヲ見レバ、姉崎椎津ノ邊古シヘ

ノ海上郡ナルベシ、

〔南總郡郷考上〕郡郷

海上郡廢 此郡何レノ時代ヨリカ、市原郡ニ并セラレ、

郷名、佐三佐瀨村 廢 倉橋廢 大野廢 福良廢 鳴穴延喜式 神名帳ニ海上郡島穴神社アリ、今島野

誤ナ、馬野廢 山田廢、今山口村アリ、疑ラクハ田

〔房總志料續七〕市原郡 古海上郡

或説曰、海上郡と市原郡とは養老川を分界として、河北は市原郡にして、河南は古への海上郡な

るべし、此郡西の方は、都て海に臨をもつて、海上の名を得たり、或曰、望陀郡下泉村の北の方六ヶ

村、今に海上郡と稱すと、

〔續日本紀二十八〕神護景雲元年九月己巳賜略 中 上總國海上郡人、外從五位下檜前舍人直建麻呂

上總宿禰

〔日本後紀二十一〕弘仁二年八月乙丑、上總國海上郡加置主政一員、

〔萬葉集抄十四〕上總國にいまは海北海南といふはふるき海上の郡なりと申す、

〔上總志上〕畔蒜郡 今廢ス、或曰、下總印幡郡ノ東ニ畔蒜ト云村アリ、是古シヘノ畔蒜郡ノ殘レル

ニヤト、又武射郡ノ中ニ、新田小川ナド云ル地名存セリ、是則和名抄ニ載ル所ノ畔蒜ノ縣名ナレ